政令第　　号

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十五号）の施行に伴い、及び携帯通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）第八条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令の一部改正）

第一条　携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令（平成十七年政令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

携帯通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令

本則中「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」を「携帯通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯通信役務の不正な利用の防止に関する法律」に改める。

第八号中「又は第四条」を「、第四条」に、「）の罪」を「）、第十条又は第十一条の罪」に改め、同号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第十一条又は第十二条第一号、第二号若しくは第四号の罪

本則に次の一号を加える。

十　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十六条から第三十一条まで又は第三十二条第一項から第三項までの罪

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第二条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百八号を次のように改める。

四百八　携帯通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）

（警察庁組織令の一部改正）

第三条　警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第四号を次のように改める。

四　携帯通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）の規定による携帯通信役務の不正な利用の防止に関すること。

附　則

この政令は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。

理　由

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。